

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事 (以下「実施機関」という。) が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例 (平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 8 月 14 日付けで、実施機関に対し、「平成 17 年度以後現在まで、
、
等石綿取扱事業者から岐阜県に提出された石綿関係資料すべて」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、環境生活部地球環境課が保有する、異議申立人他 7 社から提出された書類を特定した上で、平成 19 年 8 月 23 日付け地環第 451 号により、異議申立人他 7 社に対して当該文書の公開について条例第 14 条第 1 項の規定による第三者からの意見聴取を行ったところ、同年 9 月 6 日、異議申立人から、「『平成 17 年 7 月 8 日 立入時に提出された資料のうち工場配置図及び工場内の作業等の写真』、『平成 17 年 7 月 20 日岐阜振興局が収集した資料全て』、『平成 17 年 7 月 アスベスト自社測定結果資料のうち所番地の所在及び所在が推定できる写真』並びに『平成 17 年 8 月 22 日 立入時に提出された資料のうち工場配置図』」(以下「非公開要請部分」という。) については「企業秘密のため」、「当該地の所有者の正当な権利を侵害する恐れがあるため」などとの理由により、「公開されると支障を生じる」との回答を得た。

実施機関は、異議申立人から提供された情報のうち、岐阜労働基準監督署への報告書の報告者の役職・氏名、担当者の印影については条例第 6 条第 1 号に、工場平面図 (工場の建物内部に設置された機器の名称、形、設置位置や、作業工程に関する情報が記載されたもの) については条例第 6 条第 3 号に該当するとして非公開としたものの、その他の部分については公開することとする公文書公開決定及び公文書部分公開決定を行い、平成 19 年 9 月 11 日付け地環第 495 号及び地環第 495 号の 2 により請求者に通知するとともに、異議申立人に対しては、同日付け地環第 498 号により非公開要請部分を公開することとした旨の通知及び当該決定に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を行った (異議申立人に係る公開しようとする公文書 (以下「本件対象公文書」という。) 及び公開する部分は、別表のとおり) 。

3 異議申立て

異議申立人は、当該決定のうち本件対象公文書に係る部分 (以下「本件処分」という。) を不服として、平成 19 年 9 月 25 日付けで、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第6条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書のうち作業写真については、パッキンの切断状況や配管状況等がわかるものであり、パッキン切断技術は企業におけるノウハウそのもので、また、配管も企業としての創意工夫を凝らして配置されたものである。

また、写真に写っている器具についても慎重に選んだ上で使用しているものであり、これも企業のノウハウである。

工場配置図については、工場における各種施設の配置状況が記載されており、工場のレイアウトは企業としての創意工夫を凝らして決定されるものである。工場配置図は古いものではあるが、建屋については現在も残っており、今後の施設の拡張状況などがその規模から容易に推定でき、これも企業のノウハウに当たる。

また、本件対象公文書が公開されることにより、石綿含有物が埋設された土地が明らかになり、当該土地の評価に重大な影響を及ぼすことになり、当該土地の所有者の正当な財産権を害するため、条例第6条第3号に該当する。

アスベスト自社測定資料中の石綿濃度の数値については、問題ないことを示すものであるが、異常な数値と誤解されるおそれもあり、異議申立人の社会的評価が下落するおそれがある。

当該土地における石綿含有埋設物は土中に埋設されているため、一般的に飛散するおそれがなく、周辺住民の生命や健康に直接影響を及ぼすおそれもないことから、条例第6条第3号ただし書にも該当しない。

(2) 条例第6条第7号（任意提供情報）該当性について

県からの要請に対し本件対象公文書を任意に提供したが、任意に提供された資料であっても公開される場合があるなどの説明は一切なく、行政への信頼の下、行政指導のために活用されることを条件に提供したものである。

異議申立人は、提供した文書が公開されるという認識は持っておらず、公開されることを認識していれば、支障のない形で提供していたはずである。

情報公開条例について熟知している実施機関が、条例による公開の可能性について説明を行い、支障に関する申出の機会等を事前に付与するのが適正手続（憲法第31条）の要請であり、それを尽くさないまま、公開しないことを条件としていないと決めつけるのは不当である。

岐阜県情報公開条例は、県民への説明責任を全うすることを重視し、公開範囲を拡大しているが、条例の趣旨として情報取得する場面においても情報を提供する側に対する説明責任があるといえる。

当該書面の提供に至る経緯、当該書面の性質及び内容等からして、実質的・黙示的に公開しないという条件の表明がなされており、非公開要請部分は条例第6条第7号に規定する任意提供情報に該当する。

当該土地における石綿含有埋設物は土中に埋設されているため、一般的に飛散するおそれがなく、周辺住民の生命や健康に直接影響を及ぼすおそれもないことから、条例第6条第7号ただし書にも該当しない。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成17年7月、異議申立人が工場関係者における中皮腫等の死亡者数等について記者発表したことを受けて、実施機関は県内の異議申立人の工場周辺の現状等を確認するために異議申立人の工場への立入りを実施したが、その際等にそれぞれ異議申立人から提出を受けたものである。

2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書のうち作業写真については、事業者が独自に有している特殊な作業であるとは認められず、一般的な製造工場であれば行われている作業と認められる。また、作業工程のすべてを撮影したのではなく、具体的な技術などが判断できないものである。配管についても一部のみが撮影されているものであり、特段競争上の地位等が損なわれるとは認められない。

工場配置図については、建屋の外枠のみであったり、すでに廃止されている施設の位置を示すにとどまるものであり、工場内での生産工程や作業内容等事業者のノウハウが明らかになるのではなく、事業者の正当な利益が損なわれるとは認められない。なお、工場の建物内部に設置された機器の名称、形、設置位置や、作業工程に関する情報が記載された工場平面図については非公開としている。

異議申立人は、これらの情報が条例第6条第3号に該当し非公開とすべき旨主張するが、同号に規定する「競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」といえるためには、当該情報を公開することにより法人等の正当な利益が損なわれる可能性が具体的、客観的かつ現実的なものでなければならぬところ、異議申立人からはそれらについての具体的な主張立証がなされておらず、条例第6条第3号に該当するとは認められない。

石綿含有物が埋め立てられた場所に関する情報については、当該土地には現に石綿含有物が埋設されており、資産価値の正当な評価とは石綿含有物が埋設された状態での評価をいうものであって、当該情報を公開することにより影響を受けるような利益は正当なものとはいえない。

石綿含有物は、地中に埋設された状態であれば飛散することはないが、土地の形質の変更に伴い、埋設物が掘り起こされた場合、石綿含有物の破断等によりアスベストが飛散するおそれがあり、生命や健康に直接影響を及ぼすおそれがあるものである。

石綿含有物の埋め立てられた土地において測定された石綿濃度については、周辺住民等の健康その他の生活上の利益に影響を及ぼす危険があるかどうかに関わる情報であり、これを公開することが、周辺住民等の健康その他の利益に関する公益上の要請であって、事業者にとっても、近隣住民等の不安感を取り除き、理解を得るためには公開することが必要なものといえる。

(2) 条例第6条第7号（任意提供情報）該当性について

本件対象公文書の授受に際し、第三者への提供については支障がある旨の申出はなかった。

また、条例第14条第1項の規定による意見聴取の際も、非公開を条件に提供した等

の記載もなかった。

異議申立人は、書面の提供に至る経緯や書面の性質、内容から実質的、黙示的に公開しないという条件表明がされているとするが、日程を調整し了解を得た上で行った立入検査において提出された本件対象公文書には公開しない旨の明示の条件が付されておらず、口頭でもその旨の提示はなかった。また、県において公開しないことに同意していないことから、条例第6条第7号に該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成17年7月、異議申立人が工場関係者における中皮腫等の死亡者数等について記者発表したことを受けて、実施機関は県内の異議申立人の工場周辺の現状等を確認するために異議申立人の工場への立入りを実施したが、その際等にそれぞれ異議申立人から提出を受けたものである。

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、条例第6条第3号及び第7号に規定する非公開情報に該当する旨主張しているので、それぞれの非公開情報該当性について以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨について

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については公開しないことを定めたものである。

当該規定の解釈及び運用について、岐阜県情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）は、「競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、単に周知性のない誰もが容易に知ることができない情報、不特定の無関係の者に知られたくない情報というだけでは足りず、公開することにより正当な利益が損なわれる可能性が具体的、客観的かつ現実的なものでなければならぬとしている。

イ 条例第6条第3号該当性について

本件対象公文書のうち、立入時に提出を受けた作業写真には、異議申立人の工場内における作業状況や施設の状況の一部が撮影されており、また、工場配置図には異議申立人の工場のレイアウトや異議申立人が過去に設置していた大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん発生施設における機器の設置位置がわかるものであり、異議申立人に関する情報といえることから、当該情報を公開することにより、当該事業者の正当な利益が損なわれると認められるかどうかについて判断する必要がある。

異議申立人は、作業写真については、パッキンの切断状況や配管状況等がわかるものであり、パッキン切断技術は企業におけるノウハウそのものである、また、配管についても企業としての創意工夫を凝らして配置されたものであると主張する。

しかし、当該写真は、作業工程の一部が撮影されているに過ぎず、具体的な技術などが判別できないものであり、また、配管についてもその一部が撮影されているに過ぎないものである一方、条例第6条第3号に規定する「競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」といえるためには、当該情報を公開するこ

とにより法人等の正当な利益が損なわれる可能性が具体的、客観的かつ現実的なものでなければならぬところ、異議申立人において損なわれる利益について、それを認めるに足りるだけの具体的な主張立証はされておらず、これらの部分が同号に該当するとは認めることができない。

工場配置図については、工場における各種施設の配置状況が記載されており、工場のレイアウトは企業としての創意工夫を凝らして決定されるものであると主張するが、本件対象公文書に記載された情報は、外観上も明らかにされているといえる建物のレイアウトや既に廃止された施設における各機器の設置位置のみであり、当該情報を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められず、条例第6条第3号には該当しない。

また、本件対象公文書のうち石綿含有物の埋設場所に関する情報については、特定の土地の石綿の飛散状況について、異議申立人が分析機関に依頼して行った調査の測定場所や方法、また、その結果に関する情報が記載されており、石綿含有物を埋設した異議申立人や当該土地の所有者に関する情報ともいえることから、当該情報を公開することにより、当該事業者等の正当な利益が損なわれると認められるかどうかについて判断する必要がある。

この点について、異議申立人は、石綿含有物が埋設された土地が明らかになり、当該土地を保有する不動産業者の正当な財産権を害すると主張するが、当該土地には現に石綿含有物が埋設されているものであり、一方、資産価値の正当な評価とは石綿含有物が埋設された状態での評価をいうものであって、当該情報を公開することにより損なわれる利益は正当なものとはいえないものである。

また、当該情報は、石綿の飛散状況等についての客観的なデータであり、公開することにより、直ちに測定値周辺で石綿が飛散しているとの誤解が生ずるおそれがあるものとはいえず、また、仮に誤解が生ずるおそれがあるとしても、公開時に実施機関が説明を加えることで誤解を防ぐことが可能なものであり、そもそも石綿含有物の埋設に関与しその影響についての説明責任を有する異議申立人が説明すべきものである。

埋設された石綿含有物は、地中に埋設された状態であれば飛散することはないが、土地の形質の変更により掘り起こされた場合、石綿含有物の破断等によりアスベストが飛散し、人の生命や健康にも直接影響を及ぼすおそれがあるものであり、石綿含有物が埋設された場所に係る情報は公開する公益性も高いものであることから、当該情報を公開することにより、不動産業者等の正当な利益を害するとする異議申立人の主張は認められず、条例第6条第3号には該当しない。

(2) 条例第6条第7号該当性について

ア 条例第6条第7号の趣旨について

条例第6条第7号本文は、個人又は法人等から公開しないことを条件として、県が任意に情報の提供を受ける場合があるが、このような情報が記録されている公文書のうち、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの等当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについては、公開しないことを定めたものである。

これは、このような情報を提供者の承諾なく公開することは、当該提供者と県との協力関係、信頼関係が損なわれ、将来、当該提供者からの情報の提供を受けられなくなり、結果的に県民全体の利益が損なわれることにもなりかねないことから、

これを防止しようとするものである。

当該規定の解釈及び運用について、解釈運用基準は、「公開しないことの条件は、調査票、協議書等の書面に『公開しない』、『他の目的に使用しない』等の記載があるもの、その他提供を受けるときに提供者から公開しない旨の明示の条件が付されたものをいう」としている。

イ 条例第6条第7号該当性について

異議申立人は、本件対象公文書の提供について、任意に提供された資料であっても公開される場合があるなどの説明は一切なく、行政指導のために内部的に活用されることを条件に提供したものであり、当該書面の提供に至る経緯、当該書面の性質及び内容等からして、実質的・黙示的に公開しないという条件の表明がなされていると主張する。

しかし、解釈運用基準は、条例第6条第7号本文を適用する前提となる「公開しないことの条件」について明示であることを求めているところ、本件対象公文書の提供において、書面にその旨記載するなど明示の条件が付されておらず、また、仮に、黙示的な表明で足りるとしても、条件は双方の合意により成立するものであって、本件では実施機関と異議申立人との間で本件対象公文書を非公開とする旨の合意がなされたと評価できる事実も見当たらないことから、条例第6条第7号に該当するとはいえない。

また、異議申立人は、条例を熟知している実施機関が情報を取得する場面において条例による公開の可能性について説明を行うべきであり、また、条例の趣旨に照らしてもそれが求められていると主張するが、条例上、情報を取得する際に条例による公開の可能性についての説明を義務づける規定はなく、また、その他説明の有無により公開の可否の判断が異なる旨を定める規定もないことから、異議申立人の主張は非公開要請部分を非公開とすべきとする理由とは認められない。

よって、条例第6条第7号には該当しない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成19年10月5日	・ 諮問を受けた。
平成19年10月26日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成19年11月2日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成19年11月20日	・ 異議申立人から意見書を受領した。
平成19年11月22日	・ 実施機関に意見書を送付した。
平成19年12月17日 (第74回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年2月6日 (第75回審査会)	・ 実施機関、異議申立人から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年3月24日 (第76回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	小森 正悟	弁護士	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

別表

地環第495号による全部公開決定

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H17. 7. 7	記者投げ込み時の資料	アスベスト製品の製造状況および管理状況等についての報告
2	H17. 7.20	岐阜振興局が収集した資料	石綿含有物の埋設場所に係る地図
3	H17. 8.22	立入時に提出された資料	工場平面図、工場内の写真

地環第495号の2による部分公開決定

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H17. 7. 5	来庁時に提出された資料	異議申立人の工場における過去の石綿含有製品製造の状況、当工場における石綿による疾病の死亡者等の状況、当工場における作業改善状況についての報告
2	H17. 7. 8	立入時に提出された資料	工場内で撮影された施設の写真、作業写真 特定粉じん発生施設の工場配置図（廃止前のもの）
3	H17. 7	アスベスト自社測定結果資料	環境測定結果報告書（測定した場所、石綿粉じん測定記録表等）